

「投票環境向上に係る取組みについて」意見募集実施結果について

- 意見募集期間
- 提出された意見
- 意見内容と意見に対する選挙管理委員会の考え方

令和2年12月17日から令和3年1月15日まで
17人 30件

No.	提出いただいたご意見(原文のまま掲載しています)	ご意見に対する選挙管理委員会の考え方
1	<p>とても良い取組みだと思えます。よろしく願います。 同時に投票環境向上のために、主権者教育への取組みを教育委員会、選挙管理委員会、議会でお願いしたい。 また、そもそも候補者の写真を見ることも少なく掲示箇所についても投票所だけでいいのではと考えます。そのかわりに公報の写真をカラにしたり、公約記載を増やし、候補者の考えなどを記載していただくページを選挙制度こだわらず独自検討をいただけるとありがたい。 さらに、候補者の色旗や看板は、交通のさまたげになりますもつともつと本数等の制限をしてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 主権者教育につきましては、今後も引き続き行っていくことが大切だと考えています。 候補者の選挙活動につきましては、平成25年4月の公職選挙法改正により、インターネットを使用した選挙運動が解禁され幅が広がりました。時代に即し、ポスターの掲示箇所や選挙公報につきましても、公職選挙法で決められた基準に基づきながら、効果的な手法について検討していきたいと考えております。 また、今回の投票環境向上に係る取組みの内容の周知と併せて、選挙全体の啓発についても取り組んでいきたいと考えております。</p>
2	<p>現在の投票所を集積していくことでコスト削減を図るのはとてもよいことと思えますが、新しい投票所のバランスが地域の実情とマッチしていません。 私はびわ地区に居住していますが、北部を「びわ北小学校」としたのには問題ないと思われませんが南部が「びわ町作りセンター」では人口の荷重バランスから見て違うのではないかと思います。 「びわ南小学校」であれば人口の荷重バランスに近くなると思われまますので 再考をお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今回投票所として指定する施設については、小学校区を基準とした投票区内にある公共施設としております。 びわ地区については、びわ北小学校区・びわ南小学校区内にある公共施設が対象になります。びわ南小学校区には複数の公共施設がありますが、駐車場や投票場所の状況の点で、共通投票所として投票区外の方にもわかりやすいこと、そして他の用事と一緒にお願いいただけるということから、「びわまちづくりセンター」とさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>選挙は主権者・国民の参政権に基づくものであり、民主主義の根幹をなす制度である。投票所はすべての有権者が自分の意思で投票できる身近なところになければならない。 しかるに、今回もちだしてきた共通投票所制度は、投票所を123カ所から36カ所に、7割も減らすとしている。コロナ禍を口実に、「有権者がより投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を目指す」としているが、バスやタクシーに乗らなければ投票所に行けない高齢世帯や交通弱者を選挙から遠ざける改悪以外のなにものでもない。高齢化が進行している県下一広い市域で、このような制度改悪は愚の骨頂であり、キツパリやめるべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 投票所の位置については、全ての有権者にとって「近い」という条件を満たすことは難しく、今回の取組みでは、ご意見いただいている「身近なところ」という観点で小学校区におけるまちづくりセンターを中心に公共施設に設置しようというものです。 市民を対象として一昨年行った「選挙と投票に関するアンケート調査」(別添資料参照)で投票環境について質問したところ、選挙当日の投票所に比べて、期日前投票所の評価が高く、駐車場が広く使いやすいことや、バリアフリー対応となっていることなどすべての点で評価されています。期日前投票所は旧市町ごとに1つ設けており、多くの方が車で来られています。 多くの有権者が車で投票に行かれる傾向がある中で、投票行動を阻害する要因は、距離ではなく、投票場所の環境であると考えています。 実際、本市の投票所数は県内最多ですが、とりわけ投票率がよいというわけではなく、全国的にみても投票所数の多さは投票率のよさにつながってはいません。 選挙管理委員会として、一人でも多くの人に投票に行っていたるように考えた取組みが共通投票所の導入と移動支援の実施です。 共通投票所の導入により、期日前投票と同じように、当日も有権者の生活スタイルに合わせて自分の行きやすい投票所で投票することができます。また、投票所までの交通手段がない方へは指定の投票所までタクシーで送迎を行います。 この取組みについてご理解いただけるよう、周知に努めてまいります。</p>

No.	提出いただいたご意見(原文のまま掲載しています)	ご意見に対する選挙管理委員会の考え方
	<p>①大幅な投票所数の削減により、これまで徒歩などで投票に行っていた高齢者などの投票率の低下が危惧されます。バス・タクシーの配車による送迎が記載されていますが、申し出をしてまでバス・タクシーで投票に行くことを、高齢者が敬遠することがないといえるのでしょうか？ バス・タクシーの配車は申し出よりも、期日前を含めて1日数回、地域を巡回する形で、高齢者などの交通弱者が利用しやすい「投票所行きバス」を走らせることを検討してください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 全ての有権者にとって距離の近い投票所を設けることは難しく、今回の見直しにおいては、国の示す3kmを基準(昭和44年自治省通知)に投票所を設置することとしましたが、これまで行っておられた投票所と比較すると、遠くなる方もおられれば、近くなる方もおられます。高齢者、しょうがいのある人、若者、各個人にとって行きやすい投票所の環境は異なると思います。今回導入する「共通投票所」は、これまでの期日前投票所と同様、投票日当日にそれぞれの生活スタイルに合わせて行きやすいと思う投票所を選んで投票できます。新しい投票所への変更に伴い、投票所までの交通手段がない方に対しては距離に係わらず、ご都合に合わせてタクシーの配車を申し出ただけであれば指定の投票所までの送迎を行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。送迎方法につきましては、十分その内容を周知するよう努めてまいります。</p>
4	<p>②投票率低下の理由は「政治に関心」「投票しても政治が良くならない」と考えている「支持政党や候補者がいない」といった理由が主であり、投票行動を促進させるためには「政治や選挙への関心を高める工夫をする」との意見が圧倒的に多くなっています。 投票所に関するハード面の環境整備も大事ですが、選挙管理委員会としては「政治や選挙への関心を高める工夫をする」ことが最も力を入れるべき課題であると考えますが、現在、このための具体的な取り組みはチラシ・ポスターなどの一般的な広報活動以外には見えてきません。 個人的な提案ですが、「投票環境向上委員会」的なボランティア組織を立ち上げ、市選管がサポートする形で日常的に活動を行うような取り組みははどうでしょうか？ もちろん「中立性」が問われますが、活動は選管がチェックしながら、学校教育や、市のイベントでの啓発、立ち合い演説会の主催、候補者の主張のネット配信など、可能な取り組みはいろいろ考えられると思います。 是非ご検討願います。</p>	<p>ご提案ありがとうございます。 選挙管理委員会としても、投票への関心を高める取組みは大切であると考えており、選挙啓発を行う団体「長浜市明るい選挙推進協議会」により啓発を行っているところで、選挙時には市内量販店での啓発を行い、若い世代に対しては、毎年市内の学校への出前講座や投票箱等の選挙備品の貸出、高校卒業時の卒業生にメッセージを送る等の取組みを行っております。今後、今回の投票環境向上に係る取組みの内容の周知と併せて、ご意見いただきましたような選挙全体の啓発についても取り組んでいきたいと考えております。</p>
	<p>③最後に、今回のパブコメについては市の広報には掲載されていないと思いますが、大変重要な事案にもかかわらず多くの市民が知らないばかりか、意見募集期間が短すぎると考えます。 本来は市の広報にも載せたうえで、少なくとも3カ月程度の意見募集期間を設けるべきと考えます。</p>	<p>今回の意見募集につきましては広報1月号に掲載しておりますが、紙面の都合上、広報では意見募集のお知らせを行い、ホームページや市役所(本庁・北部振興局・各支所)において内容を確認いただく形となっております。 意見募集の方法につきましては、他の政策・計画と同様に、「長浜市パブリックコメント制度実施要綱」に基づいて行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>長浜広報1月号に書いてあったので、選挙管理委員会のホームページをみたら現在123投票所を36へ減らしてしまうことが書いてあり、向上どころか投票権を奪うことになってしまう。 日本国憲法30条に国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動しと明記している。 つまり、義務と権利が国民に与えられているのに権利だけ奪っていくものである。 私の住んでいる旧浅井町上草野は、上草野まちづくりセンター1つで投票している。1つになったとき意見を述べたことがある、その前は3か所で投票していた。お年寄りが叔母車押しても投票できた、しかし誰かに車に乗せてもらっていかないと行けない、長浜市のバスを走らせ朝、昼、夕方と3回巡回してほしいと頼んだことがある。しかし実現できませんでした。 2019年の参議院選挙の時どうしたか、お年寄りを車に乗せて本庁まで行って投票した。公示の次の日から期日前投票ができると言うが、浅井の支所では投票できない1週間後になっている。 乗せていけるうちは良いがいずれ運転できなくなったらどうするか。 以前虎姫町が8か所が3か所になり投票率が下がって問題になり次の選挙から元に戻されたことがある。このことから投票所大幅削減がよいのかどうか拙速して決めるべきではない。 私が会社に勤めていた時に、新入社員の方にいままで投票にいたことがあるか聞いたことがある。東京など都会は投票所が電車などでいかないといけなく遠い所にあり投票したことがない聞いたことがある。期日前投票が重要と言われるが、本来当日投票が何ととっても重要な要である。 これを抜きにして、市役所の職員の効率優先が見え隠れしている。減らすのであれば、高齢者地域(木之本、余呉、西浅井)は現在のままで残し、旧長浜市、浅井、びわ、虎姫、湖北については十分検討をして2つか3つ減らすくらいで検討ならよいがこの(案)には納得できない、一票の価値の重さを市当局は知るべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 有権者が投票の権利を行使するにあたり、当日投票所に関して環境(駐車場やバリアフリー等)が妨げとなっているのであれば、環境が整っている施設を投票所とすることで要因を取り除くことができますし、投票所までの交通手段が投票行動の妨げとなっている方に対しては、投票所までの距離に係わらずタクシーを配車させていただくことで要因を取り除くことができると考え、今回の取組みを実施することとしました。 高齢者、しょうがいのある人、若者、各個人にとって行きやすい投票所の環境は異なると思います。 一昨年には市民を対象とした「選挙と投票に関するアンケート調査」を行い、当日の投票所よりも、期日前投票所の環境が高く評価されていることから、期日前投票所と同様、投票日当日にそれぞれの生活スタイルに合わせて行きやすいと思う投票所を選んで投票できるのが、今回導入する「共通投票所」です。 共通投票所や移動支援の周知を図り、より一人でも多くの人に投票に行っていたらよいと努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

No.	提出いただいたご意見(原文のまま掲載しています)	ご意見に対する選挙管理委員会の考え方
6	<p>○ まず、こうした選挙にかかわる重要な変更を広く一般市民に知らせないということが問題である。市の1月広報を見て、どれだけの人が投票場の変更だとわかったか。おそらくいないと思う。</p> <p>私自身、「ひきやま」を見て、そのことを知り、それで市のホームページを見て、やっと詳しい中身を知れたという具合である。多くの人は、市のホームページをほとんど見ていない。各戸に配布される広報は見えておられると思われるので、その中で取り組みの内容を知らせ、市民の意見を聞くべきである。</p> <p>電話で問い合わせたら、紙面の関係で詳しく載せられないと女性が言われたが、何が大事か、よく考えてほしい。しかも、期間が15日までと短く、本当に意見を聞こうとしているのか、疑問に思う。意見を聞きました、というポーズだけのことではないか。</p> <p>女性職員さんが、「ひきやま」を見ていないと言われたが、この投票所のことが書かれたチラシを見ていないとは、市民の意見を聞こうとする姿勢があるのか、疑問に感じる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「長浜市パブリックコメント制度実施要綱」において、計画等の公表については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ又は広報紙への掲載 ・政策等の案を所管する課等の窓口での閲覧または配布 ・市政情報コーナーでの閲覧または配布 <p>としています。</p> <p>広報1月号でお知らせしている計画等意見照会については、市にとってはどれも重要な計画であり、それぞれの計画を細かく掲載することは紙面の都合上難しいため、意見募集のお知らせを掲載する形となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>○ 一気に投票所を減らすのではなく、北部など交通利便のよくないところは残すなど、地域の状況を見ながら改善してゆくべきと思う。</p>	<p>北部だけでなく、南部においても交通利便がよくないところはあります。多くの方が車で投票に行かれていることを踏まえ、どの地域においても投票所までの交通手段がない方についてはタクシーで送迎をさせていただくこととしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>○ 改善点として、共通投票所を導入したり、バスやタクシーを確保するなど、大変良い取り組みもある。</p>	<p>取り組みを多くの方にご理解いただき、より一人でも多くの人に投票に行っていただけよう、周知に努めてまいりたいと思います。</p>
	<p>○ 投票率を上げるための啓発活動など、今後も取り組みを続けてほしい。</p>	
7	<p>毎日お仕事ご苦労さまです 今後投票場が減らされると聞きましたが私達のような老人は遠い所へ投票に行くにも大変です 先日西浅井の友達にこのことを言ったら「ほんならもう投票には行かんわ」とのこと、タクシーを利用すれば費用は出してもらえるとのことですが毎度タクシーを呼びということなどできません 投票に行ける時間帯もあり近所の人にも頼むこともできず、ぜひ今まで通りの投票所数を変えないで下さい これでは老人の投票数が減りますます投票率が減ります よろしく願い致します 投票率を減らすことが目的でしょうか</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>投票しやすい投票環境を作るにあたり、要件を満たす投票所を検討した結果、今回設置する投票所の数となったものです。</p> <p>投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご利用ください。送迎方法につきましては、十分その内容を周知するよう努めてまいります。</p>
8	<p>投票所を減らさないでください。高齢者は遠くへは行けません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>投票しやすい投票環境を作るにあたり、要件を満たす投票所を検討した結果、今回設置する投票所の数となったものです。</p> <p>投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご利用ください。送迎方法につきましては、十分その内容を周知するよう努めてまいります。</p>

No.	提出いただいたご意見(原文のまま掲載しています)	ご意見に対する選挙管理委員会の考え方
9	<p>私がこの取組みを知ったのは、12月19日付の中日新聞記事です。あらためて1月の市民広報をみたものの「投票環境向上に係る取組みについて」と記載され意見募集を求めている、投票所数削減・共通投票所等の問題であるということとは全くわかりません。大多数の有権者には知らされないまま、しかも短期間でこのような重要な事を決めるべきではありません。共通投票所の設置には絶対反対です。国民、市民の代表を選ぶには投票する権利を保障することが最大限求められています。どんな理由を挙げようが今回の「投票環境向上の取組み」は、それに逆行する制度です。投票率の向上の理由付けにはなりません。国の投票所設置基準有権者3000人ということですが、地域の実情(高齢化・地理的条件等)を考えると、一律にその基準に合わせるのではなくむしろ今まで以上に身近で投票できる場所をこそ提供すべきです。費用、人の確保、コロナ対策、オンラインの不備など様々な問題を挙げて共通投票所の設置の理由付けに使っていますが、その原因を作ってきたのは行政の側です。責任転嫁も甚だしいと思います。投票率が下がっている原因は、政治不信が一番です。投票率を上げるためには、むしろきめ細かく投票所を設置することです。そして地元で投票ができない人のためにどこでも投票ができる共通投票所を提供できるようにすべきです。効率化だけで投票率が上がるはずがありません。政治を託す代表を選ぶのですから費用の削減や効率化だけのために共通投票所設置にすることは間違いです。また導入実績が、県内に広がらないのはその効果がないことの証明です。近年、掲示板設置箇所が減ってきています。また選挙公報が郵送になったために、遅い地域では投票日の直前に届く有様です。これでは選挙への関心がうすれるばかりです。こうしたところこそ改善すべきです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 少子高齢化が進み、生活スタイルも多様化してきている中、現状において、投票しやすい環境とはどのようなものかについて、一昨年には市民を対象とした「選挙と投票に関するアンケート調査」を行うなどして選挙管理委員会で検討を重ねてきました。 全ての有権者にとって投票しやすい環境を作ることは難しいですが、アンケート結果では、期日前投票所のように、駐車場があり、バリアフリー対応となっており、自分の都合に合わせて投票所を選ぶことに高い評価をいただきました。こうした結果を踏まえ、今回の取組みは、当日投票所においても期日前投票所と同様の環境を作ろうというものです。 高齢者やしょうがいのある人が投票に行かれるにあたって、投票所が近いことよりも、投票場所に駐車場があり、バリアフリー対応であることが投票しやすい環境であると考え、この要件を満たすにあたり、投票所までの距離や、交通手段が問題となる方へはタクシーでの送迎を行うこととしました。 新型コロナウイルス感染症防止対策については、これまで検討を重ねてきた課題の中に昨年より新たに追加された問題であり、これまで検討してきた投票所においても対策が取れると考えております。 全国的に本市と同様に投票環境の検討を行い、実施している自治体は多数あります。共通投票所の導入には二重投票を防ぐためのシステムの整備や経費が課題となっており、県内にも導入に向けて検討を進めている自治体もあります。 選挙公報の配布につきましては、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙公報は当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布することとされています。以前は自治会を通じて配布していましたが、自治会未加入者への配布ができないこと、自治会の負担を減らすということから、現在は郵送しています。市内全世帯への送付というところでお届けに時間を要しているところです。法律の改正により、選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載することが可能となりましたので、少しでも早く有権者の方に見てもらえるように努めてまいりたいと思います。</p>
10	<p>共通投票所の導入について 123カ所の投票所を37カ所に削減するとの報道にびっくりしました。近年選挙ごとに投票率の低下が問題になっているにもかかわらず、県下に先がけて長浜市が率先して投票所を削減する必要があるのか疑問です。バスやタクシーで対応とのことですが、高齢者や障害者、選挙に対する消極的な有権者の選挙権を奪うことに撃たれないか心配です。 私は市議時に、合併の際高月町が投票所を4カ所に削減したことを質問したが、投票率を上げるには、より身近に投票所があることが絶対と考えます。 現状の123カ所の投票所を継続し、アルプラや楽市、フタバヤ等でも投票できるなど、投票率を上げることを考えるべきです。 よって、「共通投票所導入」には断固反対です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 当日の投票所について、駐車場がなく、バリアフリー対応でないので行きづらいという声をいただいています。そのような環境では特に高齢者やしょうがいのある人にとっては投票しづらいと考え、今回の取組みを実施するものです。投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご利用ください。 旧高月町においては、4ヶ所にされましたが、それによって投票率に影響があったということもありませんので、今回の取組みにおいて投票所を変更させていただく投票区はありますが、数自体は変更ありません。今回の取組みにおいては、高月地区以外の投票所についても、地域において身近なまちづくりセンターや学校等を投票所としています。商業施設での投票については、施設側との要件が合えば投票所を設置していきたいと考えております。</p>
11	<p>ごくろうさまです。 「投票環境向上に係る取組について」は、目的である投票率の向上には決してつながらないと思いますので絶対に止やること。その理由は ①投票ヶ所を123ヶ所から36ヶ所に大巾に減らすのはあまりにも乱暴であり無暴である。ただちに撤回されること。特に比較的投票率の高いご年配の人にとって投票所が遠くなれば、行かない人が増えると思われる。バス・タクシーの配車があっても利用されないのではないかと。 ②当日投票所はすべて共通投票所になせなければならないのか。オンラインがすべてではない。現行方式の投票所と併せて行なえばいいのではないかと。 ③投票率の向上は「政治等への関心を高める…」73.8% 「チラシポスターなどの広報活動…」10.6%に見られる対策をするべきである。特に市内の掲示板を何年か前に大巾に削減したの問題でありただちに復元すること。 ④期日前投票が37.6%と高いが、公示日翌日から投票できるのはいさすぎではないか。選挙は政策を有権者に訴えて行うものであるにもかかわらず、「公報」も配ばられないうち又政策を十分わからないまま投票してしまうことになる。以前のように当日仕事等で投票できない人に限るとか、又、投票日を1日ではなく2～3日にすればいいのではないかと。ぜひご検討してください。 選挙は民主主義にとつとて大切なこと大事なことです。市民に理解を得て実施しなければならない。再度になりますが、今回の取組みはあまりにも乱暴であり無暴である。ただちに撤回されることを強く望みます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 投票しやすい投票環境を作るにあたり、要件を満たす投票所を検討した結果、今回設置する投票所の数となったものです。 投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご利用ください。送迎の方法につきましては、十分その内容を周知するよう努めてまいります。 共通投票所には二重投票などの不正投票を防止するため、投票所間で投票済かどうかの記録を共有、確認する必要があり、そのためにオンライン化を行うものです。共通投票所での受付は、現在行っている期日前投票所と同じ受付方法となります。 選挙管理委員会としてできる対策を検討し、今回の取組みを実施していくこととしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 期日前投票制度を始め、選挙については公職選挙法において定められており、法に則って選挙を執行していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

No.	提出いただいたご意見(原文のまま掲載しています)	ご意見に対する選挙管理委員会の考え方
12	<p>突然の提案、なぜなのか、提案の理由、内容が市民に知らされていない突然の提案に見える。またその内容は、あまりにも大幅な削減で驚いた。国民にとって唯一の政治への参加の道・選挙に関してはもっと慎重に決定すべきである。投票に関する事項は、いかに投票率を上げるかを一番重視して決めるべき問題で、投票場の大幅な削減には断固反対です。</p> <p>パブリックコメントはもっと簡単にできるよう、メールなどこれこそSMSの活用手段を提供すべきです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>少子高齢化が進み、生活スタイルも多様化してきている中で、現状において投票しやすい環境とはどのようなものかということ、一昨年には「選挙と投票に関するアンケート調査」も行うなどして選挙管理委員会で検討を重ねてきました。</p> <p>意見募集の方法につきましては、「長浜市パブリックコメント制度実施要綱」に基づいて実施しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
13	<p>選挙の投票所を現在123ある所を36になぜ減らすのかわかりません。それよりか増やしてほしいです。市全域は高齢者が多くたいへんです。投票所までの距離は遠いです。また遠離投票所を増やすのかわかりません。</p> <p>投票所を増し、駐車場、バリアフリー対策とコロナウイルス防止対策をすれば投票率は向上します。</p> <p>短期間で決めず、市民の声をよく聞いてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>投票しやすい投票環境を作るにあたり、要件を満たす投票所を検討した結果、今回設置する投票所の数となったものです。</p> <p>当日の投票所について、駐車場がなく、バリアフリー対応でないので行きづらいという声もいただいております。そのような環境では特に高齢者やしょうがいのある人にとっては投票しづらいと考え、今回の取組みを実施するものです。投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご利用ください。</p> <p>一昨年には、「選挙と投票に関するアンケート調査」も行い、選挙管理委員会で検討を重ねた結果でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
14	<p>この度の投票所の減少案に反対いたします。</p> <p>1. 選挙における投票権は、国民から政治に参加する最も基本的な権利の1つであり、今回の減少案はこれに反するものであること。高令者や傷害者など生活弱者は、投票するという行為から遠ざけられます。</p> <p>2. このように重要なことが多数の長浜市民が“知らないまま”或は“知らされないまま”に行なわれようとしていることは重大です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜこのコロナ禍の時期に提案されたのですか？ ・市内の多数の自治会が任期交代のこの時期に提案されたのですか？ <p>何か“どさくさにまぎれて”という感じが非常に強くいたします。とても“誠意ある提案”とは思えません。選挙管理委員会の良識を疑います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>当日の投票所について、駐車場がなく、バリアフリー対応でないので行きづらいという声もいただいております。そのような環境では特に高齢者やしょうがいのある人にとっては投票しづらいと考え、今回の取組みを実施するものです。投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご利用ください。送迎の方法につきましては、十分その内容を周知するよう努めてまいります。</p> <p>次年度に行う事業として、市における他の政策・計画と同様の手続きを取っているところであり、ホームページや広報に掲載し、新聞、テレビにも取り上げていただいたところとあります。</p> <p>検討を重ねていく中で、新型コロナウイルス感染症防止対策も昨年より新たに必要となったところであり、自治会においては負担を求めるものではなく、逆に軽減できる取組みであると考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>
15	<p>○市民に投票所を減らすという事が広く知らされていません。こんな大事な事を広報の端に少ししか載せないのはなぜ？広報のレイアウトが足りなければ、それ専用紙に別紙を1枚付けて全戸に配布すべきです(知る権利がある)</p> <p>○投票率が低いのを「政治や選挙への関心がない人が多い」せいにしてほしい。</p> <p>今、コロナの件で政治に関心を持ち始めている人が増えています。そんな中、投票所が減らされたら弱者は投票に行けません。</p> <p>バス・タクシーを出すといつても費用がかかるし、すべてに手が回るとはどうしても思えません。</p> <p>○掲示板も減らされたり投票所を減らされたりすれば知る権利、投票する権利が侵されます。</p> <p>箱物にお金をかけるより、選挙環境に税金をかけるべきです。私達の税金です。有効に使って下さい。</p> <p>一担減らされれば増やすのは難しくなります。</p> <p>○弱者の人は家族に投票所まで送迎してもらいにも遠慮されます。「迷惑をかけては申し分けない」と自分からは言い出せない人がいます。まして公共に電話してタクシーに来てもらう事も家族に悪いと考えてしまいます。</p> <p>今までは高齢の人でも老人車を押して投票所に行きました。それでも以前より減らされています。</p> <p>これ以上減らさないでください。</p> <p>○意見を募集するには広く知らされていない事と、〆切り日が早すぎて、これでは意見を聞く気が有る様に思えません。</p> <p>以上の事により投票所削減には反対です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>次年度に行う事業として、市における他の政策・計画と同様の手続きを取っているところであり、ホームページや広報、新聞、テレビにも取り上げていただいております。</p> <p>「政治や選挙への関心がない人が多い」というのは、一昨年に市民を対象として行った「選挙と投票に関するアンケート調査」の結果です。投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご利用ください。</p> <p>普段歩いて投票所に行っておられる方でも、天候や体調の状態によってご自身で行けないようなこともあるかと思っております。</p> <p>今回の取組みでは、投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますのでご遠慮なくご利用ください。送迎の方法につきましては、十分その内容を周知するよう努めてまいります。</p> <p>意見募集の方法につきましては、「長浜市パブリックコメント制度実施要綱」に基づいて実施しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

No.	提出いただいたご意見(原文のまま掲載しています)	ご意見に対する選挙管理委員会の考え方
16	<p>今回の「投票環境向上に係る取組み」を拝見して、一番の問題と思うことは、投票所が現在の123箇所から36箇所に減らされることです。3km以上離れているところには、バスやタクシーの配車をすることになっていますが、投票時間の間の自分の都合の良い時に自分で出かけて投票するという本来の投票権の保障からすると決定的な後退です。車を持たない高齢の方でも、歩いて行ける所に投票所があるということが大切だと思います。コロナ対策やオンライン化という理由があげられていますが、それ以前に一番大切なことはすべての人の選挙権行使を保障するのが選挙管理委員会の最大の責務であるということをもまず考えていただきたい。投票所の削減には絶対反対です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 普段歩いて投票所に行っておられる方でも、天候や体調の状態によってご自身で行けないようなこともあるかと思います。 今回の取組みでは、投票所までの距離にかかわらず、投票所までの交通手段がない方についてはタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたしますので、ご都合の良い時にご利用ください。送迎の方法につきましては、十分その内容を周知するよう努めてまいります。</p>
17	<p>長浜市政発展のために、日夜ご奮闘いただいております職員の皆様に敬意を表します、本当にご苦労様です。</p> <p>さて、投票所が123か所から36か所になると知って驚いております。素朴な疑問として、投票所を減らして、なぜ投票率をあげることができるのでしょうか？</p> <p>コロナ感染を口実に削減しようとしているとしか思えません、有権者の投票所での滞在時間が長時間に及ぶことは考えられませんし、有権者が込み合うことはすくないように思います。立会人さんや、職員のリスクはあるかもしれませんが、過密は避けられると思います。投票所が少なくなれば、かえって有権者が過密になるのではないですか？</p> <p>小学校区ごとに1ヶ所では、その中心部の住民は影響がすくないのかもしれませんが、周辺部の人にとっては町内にあったものが遠くなるので、投票をあきらめてしまうことになりかねません。</p> <p>バリアフリーの対応ができないとのことですが、できるようにすることで障害者や高齢者に優しい街になるわけで、バリアフリー化をしないまま、別の施設を利用するというのであれば、その施設の改善はますます遠のいてしまいます。その施設を改善してあげれば、みんなが助かるわけですので、このことを口実にしないでほしい。</p> <p>改善するためには、期日前投票所を増やし、続いて共通投票所を増やすことが良いと思います。</p> <p>一気に減らすことは、どう考えても良い案とは思えず、納得できません。原案の再考を求めます。拙速な決定はやめて十分な検討をしていただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 投票所の数は、投票しやすい投票環境を作るにあたり、要件を満たす投票所を検討した結果です。 選挙管理委員会としては、若年層の低投票率も課題となっています。若年層が行きやすい環境、高齢者やしょうがいのある人が行きやすい環境を検討した結果、駐車場があり、バリアフリー対応となっていて、場所がわかりやすい公共施設を投票所とし、生活スタイルに合わせて各個人が行きやすい環境の投票所を選んで行けるようすべてを共通投票所とするものです。 新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、これまで検討を重ねてきた課題の中に昨年より新たに加わった問題であり、有権者はもちろんですが投票立会人や事務従事者等も安全に選挙が執行できる環境が必要であると考えています。 投票に行かれるにあたって、投票所までの交通手段がない方については、投票所までの距離にかかわらずタクシーを配車し、指定の投票所まで送迎いたします。 投票所のバリアフリーについては、選挙時のみ施設を借用して設置していることから、現状においてバリアフリー対応となっている施設を選定していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>